

第二百九十九話 マスコミの責任（再）

小生居住の市立図書館の更新された検索システム（曖昧検索が可能となった。）により、興味深い本を発見した。発行から4ヵ月ほどで発売停止となったという曰く付きの本の云わば復刻版である。その詳細は割愛するが、第58話とも関連し、蔑ろには出来ぬ問題を含んでいるので、所信の一端を述べたい。

1 発売停止本の復刻版発見

タイトルは、「朝日新聞の戦争責任」（現役記者安田氏と石橋氏の共著、太田出版1995年）である。発売停止は著作権法を盾に抗議を受けた版元が朝日に折れる形で絶版を決断したものであるという。復刻版は、著作権法に抵触した部分は全面的に変更されているという。



2 マスコミ統制（弾圧と表現する向きもあるが、…）

戦時期のマスコミが「言論統制」を受けていたのは事実である。新聞紙法や出版法に基づき、内務省や検事局、警視庁検閲課、府県特高課等が検閲を行い、発売停止等の各種措置をとることが出来た。更に軍機保護法、国家総動員法等もあり、1940年12月「情報局」が発足し、国家的報道・宣伝の一元的統制を行うようになった。ラジオ、雑誌、書籍などについても統制が厳しくなり、用紙統制も厳しさを増した。

3 マスコミ批判の二面性

上述の如く、マスコミは厳しい統制を受けており、自由な報道は許容されなかったと云うのは事実であり、その点においては朝日新聞をはじめとする全てのマスコミは被害者であるとする見方がある。厳しい統制に抗して廃刊に追い込まれる訳にはいかなかったのだと同情を禁じ得ない。

しかしながら、復刻版を見て感じることは、自主・積極的に国策に協力し、国民の戦意高揚等に大いに協力しているという事実である。“売らんかな”の強い意志の表れを感じる。

戦況報道については、大本営発表等に頼らざるを得ないのは当然だが、その表現には誇大化や強調が少なからず見受けられる。また、特に、同書2章、「人物・世相」に記載されている記事を俯瞰すると、同新聞が戦争を積極的に讃美し、煽ったと云われても仕方ないような表現が目につく。（無断引用が禁ぜられているので、項目紹介が出来ないので、ご容赦ください。）

そういう意味において、天下の大新聞が、被害者面をしているだけではないのかと批判されても仕方なからう。勿論、他のマスコミも大同小異である。

4 戦時下の言論の自由について

戦前、「言論の自由」は、憲法において「法律の範囲内において・・・自由を有す」とされ、留保付きであった。然しながら、現行憲法は、何らの留保なしの無条件での自由が保障されている。

考えなければならないのは、非常事態・戦争状態であっても、国家を危殆に陥らせると判断される情報の報道すらも自由に行えるのかどうかだ。それが明らかな利敵行為であるばかりでなく、味方を危険に陥らせる可能性も高いような状況であっても絶対厳守すべき程の高い価値観なのだろうか？一片の疑問なしとはしない。戦後日本の悪弊は、原理主義の横行だ。ある種の制限は必要ではないのか？法律で厳格に定めることが可能であれば、良いのだが・・・

絶対・無条件の自由は許されないと考えるのは異端なのか？冷静な議論を始めても良いのではなからうか？

（了）